

夕張市財政再生計画の変更 (令和4年1月)の概要

- 本年12月7日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和3年度予算について、その後が発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (+275百万円)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、夕張市において実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)の支給に必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金 275百万円

(2) 子育て世帯への臨時特別給付 (+31百万円)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、夕張市において実施する追加給付金(高校生以下の対象児童1人につき5万円の現金給付)の支給に必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金 31百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増(+306百万円)、繰入金の増(5百万円)により
311百万円の増

(2) 歳出

人件費の増(+2百万円)、物件費の増(+9百万円)、扶助費の増(+300百万円)により
311百万円の増